

3 前二項に定めるもののほか、受講手続その他
の実践研修に関し必要な事項は、文部科学省令
で定める。

第四節 指定試験機関

(指定試験機関による試験事務の実施等)

第二十八条 文部科学大臣は、その指定する者
(以下この節において「指定試験機関」という
。)に、日本語教員試験の実施に関する事務
(以下この節並びに第六十八条、第六十九条及
び第七十一条第四号において「試験事務」とい
う。)を行わせることができる。

2 指定試験機関は、試験事務の実施に関し第二
十四条に規定する文部科学大臣の職權を行うこ
とができる。

3 文部科学大臣は、第一項の規定により指定試
験機関に試験事務を行わせるときは、試験事務
を行わないものとする。

第二十九条 前条第一項の規定による指定(以下
この節において「指定」という。)は、試験事
務を行おうとする者の申請により行う。

2 指定を受けようとする者は、文部科学省令で
定めるところにより、次に掲げる事項を記載し
た申請書に、次項各号のいずれにも適合してい
ることを証する書類その他の文部科学省令で定
める書類を添えて、文部科学大臣に提出しなけ
ればならない。

1 指定を受けようとする者の名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地

2 その他文部科学省令で定める事項

3 文部科学大臣は、他に指定を受けた者がな
く、かつ指定の申請が次の各号のいずれにも
適合していると認めるときでなければ、指定を
してはならない。

1 職員、設備、試験事務の実施の方法その他
の事項についての試験事務に関する計
画が定められ、かつ、当該計画が試験事務の
適正かつ確実な実施のために適切なものであ
ること。

2 指定を受けようとする者が、前号の計画の
適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術
的な基礎を有すること。

3 指定を受けようとする者は、その業務を行
うことによって試験事務が不公正となるおそ
がないこと。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を
受けることができない。

一 一般社団法人又は一般財團法人以外の者
二 第四十一条第一項又は第二項の規定により指
定を取り消され、その取消しの日から起算し
て五年を経過しない者

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当す
る者があるもの

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法
律の規定により罰金の刑に処せられ、その法
執行を終わり、又は執行を受けたことがな
くなつた日から起算して五年を経過しな
い者

ロ 第三十一条第二項の規定による命令によ
り解任され、その解任の日から起算して五
年を経過しない者

ハ 第四十一条第一項又は第二項の規定による
取消しの処分に係る行政手続法第十五条の
規定による通知があつた日前六十日以内に
当該取消しを受けた法人の役員であつた者
でその取消しの日から五年を経過しない
もの

2 指定試験機関は、文部科学省令で定める要件
を備える者のうちから試験委員を選任しなけれ
ばならない。

(報告徵収及び立入検査)

3 指定試験機関は、試験委員を選任したとき
は、その日から二週間以内に、文部科学省令で
定めるところにより、その旨を文部科学大臣に
届け出なければならない。試験委員を変更した
ときも、同様とする。

4 前条第二項の規定は、試験委員の解任につ
いて準用する。

(秘密保持義務等)

3 指定試験機関の役員若しくは職員は、そ
れらの職にあつた者は、試験事務に関して知り
得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は
職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)そ
の他の罰則の適用については、法令により公務
に従事する職員とみなす。

(試験事務規程)

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解釈してはなら
ない。

(監督命令)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ
の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求が
あつたときは、これを提示しなければなら
ない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解釈してはなら
ない。

(試験事務の休止)

2 試験事務の実施に係る規程(以下この条及び
第四号において「試験事務規程」という。)を定
め、試験事務の開始前に、文部科学大臣の認可
を受けなければならない。これを変更しようと
するときも、同様とする。

3 試験事務規程には、日本語教育を行うため
に必要な知識及び技能を有するかどうかの判定の
基準その他文部科学省令で定める事項を定めな
ければならない。

2 試験事務規程には、日本語教育を行うため
に必要な知識及び技能を有するかどうかの判定の
基準その他文部科学省令で定める事項を定めな
ければならない。

3 試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実
施上不適当と認めるとときは、指定試験機関に對
し、その試験事務規程を変更すべきことを命ず
ることができる。

(指定の取消し等)

2 その旨を官報で公示するものとする。

3 文部科学大臣が第一項の規定により試験事務
の全部を停止してはならない。

2 文部科学大臣は、前項の許可をしたときは、
その旨を官報で公示するものとする。

3 文部科学大臣が第一項の規定により試験事務
の全部の廃止を許可したときは、指定は、その
効力を失う。

2 その旨を官報で公示するものとする。

3 文部科学大臣が第一項の規定により試験事務
の全部の廃止を許可したときは、指定は、その
効力を失う。

を備え、これに文部科学省令で定める事項を記
載し、これを保存しなければならない。

(報告徵収及び立入検査)

3 指定試験機関は、試験事務の適正か
つ確実な実施を確保するため必要な限度にお
いて、指定試験機関に対し、試験事務に關し必
要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその
職員に、指定試験機関の事務所その他必要な場
所に立ち入り、試験事務に關し質問させ、若し
くは帳簿、書類その他の物件を検査させること
ができる。

2 指定試験機関は、文部科学省令で定める要件
を備える者のうちから試験委員を選任しなけれ
ばならない。

(報告徵収及び立入検査)

3 指定試験機関は、試験委員を選任したとき
は、その日から二週間以内に、文部科学省令で
定めるところにより、その旨を文部科学大臣に
届け出なければならない。試験委員を変更した
ときも、同様とする。

4 前条第二項の規定は、試験委員の解任につ
いて準用する。

(試験委員)

3 指定試験機関は、日本語教育を行う
ために必要な知識及び技能を有するかどうかの
判定に關する事務については、試験委員に行わ
せなければならない。

2 指定試験機関は、毎事業年度、文部科学省令で
定めるところにより、事業報告書及び收支決
算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内
に文部科学大臣に提出しなければならない。

1 第二十九条第三項各号のいずれかに適合し
て、文部科学省令で定めるところにより、帳簿
せなければならない。

(帳簿の備付け等)

3 指定試験機関は、試験事務につ
いて、文部科学省令で定めるところにより、帳簿
せなければならない。

(帳簿の備付け等)

二 第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十五条、第三十六条又は前条第一項の規定に違反したとき。
 三 第三十一条第二項（第三十二条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項又は第三十八条の規定による命令に違反したとき。
 四 第三十四条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。
 五 第三十七条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 六 第四十二条第一項の規定により付された条件に違反したとき。

（文部科学大臣による試験事務の実施等）
第四十条 文部科学大臣は、指定試験機関が第三十九条第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるとときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。
第四十一条 文部科学大臣は、前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を行わないと規定された場合は、文部科学省令で定める。

（指定等の条件）
第四十二条 文部科学大臣は、指定、第三十一条第一項、第三十四条第一項若しくは第三十五条第一項の認可又は第三十九条第一項の許可（次項において「指定等」という。）には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、指定等に係る事項の適正かつ確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、指定等を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。（指定試験機関がした処分等に係る審査請求）
第四十三条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、文部科学大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、文部科学大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（手数料）
第四十四条 指定試験機関が試験事務を行う場合においては、指定試験機関が行う日本語教員試験を受けようとする者は、第二十五条の規定にかかわらず、同条の政令で定める額の手数料を指定試験機関に納付しなければならない。この場合において、納付された手数料は、指定試験機関の収入とする。

（登録実践研修機関による研修事務の実施等）
第四十五条 文部科学大臣は、その登録を受けた者（以下この節において「登録実践研修機関」という。）に、実践研修の実施に関する事務（以下この節並びに第六十九条及び第七十一条第四号において「研修事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により登録実践研修機関に研修事務の全部又は一部を行わせるときは、当該研修事務の全部又は一部を行わなければならぬものとする。

（登録の手続及び要件）
第四十六条 前条第一項の登録（以下この節において「登録」という。）は、研修事務を行おうとする者の申請により行う。

2 登録を受けるとする者は、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項各号のいずれにも適合していることを証する書類その他の文部科学省令で定める書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

3 文部科学大臣が、第一項の規定により試験事務を行うこととし、第三十九条第一項の規定により試験事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、文部科学省令で定める。（指定等の条件）

（法人の名称、代表者の氏名及び住所）
第四十七条 登録実践研修機関は、前条第五項に規定する事項を変更するときは、文部科学省令で定めるところにより、その二週間前までに、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 文部科学大臣は、前条第六項に規定する事項について前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示するものとする。

2 実践研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録実践研修機関の業務時間内は、い

2 前項の条件は、指定等に係る事項の適正かつ確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、指定等を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。（指定試験機関がした処分等に係る審査請求）
第四十三条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、文部科学大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、文部科学大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

（手数料）
第四十四条 指定試験機関が試験事務を行う場合においては、指定試験機関が行う日本語教員試験を受けようとする者は、第二十五条の規定にかかわらず、同条の政令で定める額の手数料を指定試験機関に納付しなければならない。この場合において、納付された手数料は、指定試験機関の収入とする。

（登録実践研修機関による研修事務の実施等）
第四十五条 文部科学大臣は、その登録を受けた者（以下この節において「登録実践研修機関」という。）に、実践研修の実施に関する事務（以下この節並びに第六十九条及び第七十一条第四号において「研修事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により登録実践研修機関に研修事務を行わせるときは、当該研修事務の全部又は一部を行わなければならぬものとする。

（登録の手續及び要件）
第四十六条 前条第一項の登録（以下この節において「登録」という。）は、研修事務を行おうとする者の申請により行う。

2 登録を受けるとする者は、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項各号のいずれにも適合していることを証する書類その他の文部科学省令で定める書類を添えて、文部科学大臣に提出しなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の認可をした研修事務規程が研修事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録実践研修機関に対し、その研修事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（研修事務の実施に係る義務）
第四十七条 登録実践研修機関は、研修事務の実施状況について、文部科学省令で定めるところにより、定期的に、文部科学大臣に報告しなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の認可をした研修事務規程が研修事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録実践研修機関に対し、その研修事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（定期報告）
第四十八条 登録実践研修機関は、研修事務の実施状況について、文部科学省令で定めるところにより、定期的に、文部科学大臣に報告しなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の認可をした研修事務規程が研修事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録実践研修機関に対し、その研修事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（登録の手續及び要件）
第四十九条 登録実践研修機関は、研修事務の実施前に、文部科学大臣の認可を受けなければなりません。これを変更しようとするときも、同様とする。

（役員の選任及び解任）
第五十条 登録実践研修機関は、研修事務の実施に係る規程（以下この条及び次条において「研修事務規程」という。）を定め、研修事務の開始前に、文部科学大臣の認可を受けなければなりません。これを見直しようとするときも、同様とする。

3 その他文部科学省令で定める事項

（文部科学省令で定める）
第五十一条 登録実践研修機関は、研修事務の実施状況について、文部科学省令で定めるところにより、定期的に、文部科学大臣に報告しなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の認可をした研修事務規程が研修事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録実践研修機関に対し、その研修事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（定期報告）
第五十二条 登録実践研修機関は、毎事業年度、当該事業年度の終了後三月以内に、文部科学省令で定めるところにより、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらは作成して電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方式）によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十三条において「財務諸表等」という。）を作成し、これに文部科学省令で定める事項を記載し、又は記録し、五年間事務所に備え置かなければならぬ。

2 実践研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録実践研修機関の業務時間内は、い

届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 養成業務規程には、養成課程の実施の方法、養成課程に関する料金その他文部科学省令で定める事項を定めなければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による届出のあつた養成業務規程が養成業務の適正かつ確実な実施上不適当であり、又は不適当となつたと認めるときは、その養成業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第六十四条 登録日本語教員養成機関は、養成業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするとときは、文部科学省令で定めるところにより、その休止し、又は廃止しようとする日（以下この項及び次項において「休止又は廃止の日」という。）の三十日前までに、その旨及び休止又は廃止の日を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨及び休止又は廃止の日を官報で公示するものとする。

3 第一項の規定による養成業務の全部の廃止の届出があつたときは、当該登録日本語教員養成機関の登録は、その廃止しようとする日として届け出られた日以後は、その効力を失う。（準用）

第六十五条 第四十七条、第四十八条及び第五十一条から第五十六条までの規定は、登録日本語教員養成機関が養成業務を実施する場合について準用する。この場合において、第四十七条第一項中「前項」であるのは、「第六十二条第一項」と、同条第二項中「前項」であるのは、「第六十二条第五項」と、第五十条中「前項」の認可を受けた研修事務規程」とあるのは、「第六十三条第一項の規定により届け出た同項に規定する養成業務規程」と、第五十二条第二項中「実践研修を受けようと」とあるのは、「養成課程を履修しよう」と、第五十五条中「第四十六条第三項各号」とあるのは、「第六十二条第一項各号」と読み替えるものとする。（登録の取消し等）

第六十六条 文部科学大臣は、登録日本語教員養成機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

一 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

二 第六十二条第三項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。

3 文部科学大臣は、登録日本語教員養成機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて養成業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十三条第三項又は前条において準用する第五十五条若しくは第五十六条の規定による命令に違反したとき。

2 第六十四条第一項又は前条において準用する第四十七条第一項、第四十八条、第五十一条、第五十二条第一項若しくは第五十三条（第六十五条に規定に違反したとき。）

3 第三十六条又は第五十三条（第六十五条において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

4 前条において準用する第五十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

5 文部科学大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は養成業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示するものとする。

第六章 罰則

第六十七条 偽りその他不正の手段により第二条第一項の認定を受けたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十八条 第三十三条第一項の規定に違反して、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第七章 刑法等改正法の施行

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 令和十一年三月三十一日までの間に受けた者又はこれに準ずるものとして文部科学省令で定める資格若しくは実務経験を有する者と、同項第二号中「受けた者」とあるのは「受けた者及び第七条の文部科学省令で定める資格又は実務経験を有する者」とする。

3 第三十七条第一項又は第五十四条第一項（第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

4 第三十九条第一項若しくは第五十七条第一項の許可を受けないで、又は第六十四条第一項の規定による届出をしないで、試験事務、研修事務又は養成業務の全部を廃止したとき。

第三条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）。次項において「刑法等改正法」という。の施行の日の前日までの間ににおける第二条第四項、第十七条第二項、第二十九条第四項、第四十六条第四項及び第六十二条第三項の規定の適用については、第二条第四項第一号、第十七条第二項第一号、第二十九条第四項第三号イ、第四十六条第四項第一号及び第六十二条第三項第一号中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。

2 刑法等改正法の施行の日の前日までの間ににおける第六十七条から第六十九条までの規定の適用については、これらに規定中「拘禁刑」とあるのは、「徴役」とする。刑法等改正法の施行の日以後における同日前にした行為に対するこれらに規定の適用についても、同様とする。（政令への委任）

第四条 前二条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定について、その施行の状況等を勘査して検討を加え、必要があると認めし、若しくは財務諸表等を備え置かず、又は正確な理由がないのに第五十二条第二項（第六十五条において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだときは、当該違反行為をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第六条 第二十二条第三項の規定に違反して登録証を返納しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。